

国立大学法人高知大学研究不正防止対策推進室規則

平成 29 年 1 月 20 日
規則 第 49 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止規則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 推進室は、公正な研究活動の推進に向けた取組に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究者倫理の向上に関すること。
- (2) 高知大学における研究者の行動規範に関すること。
- (3) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関すること。
- (5) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (6) その他公正な研究活動の推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 推進室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 不正行為防止規則第 5 条に規定する統括管理責任者
- (2) 国立大学法人高知大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規則第 6 条に規定する統括管理責任者
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学長が指名する職員
- (5) 学長が指名する学外者

(室長)

第 4 条 推進室に室長を置き、前条第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を統括する。

(事務)

第 5 条 推進室の事務は、関係部課の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、推進室が定める。

附 則

この規則は、平成29年1月20日から施行する。